**平成２２年（フ）第３４１８号**
愛知県知多市つつじが丘４丁目１番地の５
エステート光107
債務者　山本機械こと　山本　昌弘
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１７９号**
香川県丸亀市垂水町1511番地３　サンライフタダ202号
債務者　日下　明美
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月４日まで
高松地方裁判所丸亀支部

**平成２２年（フ）第１６９３号**
仙台市泉区鶴が丘２丁目18番地の11
債務者　柴田　祥美
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７５５号**
仙台市太白区砂押町20番７号　ラベールハウス101
債務者　三品　英樹
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７５６号**
仙台市太白区砂押町20番７号　ラベールハウス101
債務者　三品麻衣子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２２年（フ）第７２号**
宮城県気仙沼市岩月宝ヶ沢274番地１　市営面瀬住宅２―207、前住所宮城県気仙沼市茗荷沢43番地22
債務者　千葉　勇一
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

**平成２２年（フ）第４５１号**
茨城県稲敷郡阿見町うずら野２丁目24番地18
櫛田住宅
債務者　田村　きみ
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４７３号**
茨城県つくば市春日３丁目14番地18
債務者　中村真理子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第４８０号**
茨城県つくば市下河原崎345番地１
債務者　中島のり子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２２年（フ）第５３１号**
石川県河北郡津幡町字田屋イ39番地、従前の住所金沢市西金沢１丁目145―９　デュエット西金２階
債務者　廣瀬伸一郎
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２２年（フ）第２６３号**
鳥取県鳥取市美萩野５丁目527番地33
債務者　岡　　照雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２６４号**
鳥取県鳥取市美萩野５丁目527番地33
債務者　岡　つね子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８２号**
広島県廿日市市阿品３丁目５番27号
債務者　瀬戸　雅彦
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１７８９号**
広島市南区南蟹屋１丁目10番12―306号
債務者　原田　直樹
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８２４号**
広島市安佐北区可部６丁目53番28号
債務者　巨海あつ子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８３５号**
広島市佐伯区八幡１丁目７番６―307号
債務者　安光　　寛
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８３６号**
広島市佐伯区八幡１丁目７番６―307号
債務者　安光スエコ
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８５４号**
広島市東区福田３丁目31番９号
債務者　淺田　桂子
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部